

報第1号

市長専決処分事項の報告について

ごみ収集作業中に発生した物損事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年12月2日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和4年 7月20日	和歌山市湊紺屋町3 丁目1番地先路上	288,607円		ごみ収集作業中に 発生した物損事故 による損害賠償金